

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年2月26日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度デジタルマーケティング(DM)コミット&キャッチアップ推進事業
- (2) 業務内容 令和8年度デジタルマーケティング(DM)コミット&キャッチアップ推進事業 業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 10,703,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7158

FAX：(086) 224-3246

メール：kocho@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書【様式第1号】を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県公聴広報課のホームページからダウンロードすることができる。[\(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/\)](https://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/)

(2) 技術提案参加資格確認申請書【様式第1号】の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出書類

ア) 技術提案参加資格確認申請書【様式第1号】

イ) 会社概要(パンフレット等)

ウ) 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)

エ) 登記事項証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)

オ) 財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可)

カ) 納税証明書(最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税

証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書。コピー可)

キ) (岡山県暴力団排除条例に係る) 誓約書【様式第2号】

※ただし、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記イ)～キ)の書類の提出は必要ないものとする。

④提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書【様式第1号】を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月11日(水)までに上記3の宛先にファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

①受付期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

②方法

仕様書に対する質問・回答書【様式第3号】によりファックス又は電子メールで送信すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③受付場所

上記3の場所に同じ。

④回答

質問時と同様の方法により回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県総合政策局公聴広報課ホームページに掲載する。

⑤その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 技術提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ持参又は郵送等（書留郵送、その他これに準ずる方法によるものに限る。）により提出しなければならない。

①提出期限 令和8年3月19日（木）

②提出場所 上記3の場所に同じ。

③提出書類

○提案書【様式第4号】（原本1部）

○技術提案書（様式は定めないがA4縦（横書き）左綴り、ステープルまたはダブルクリップによる1点留めとし、製本資材を使用しての製本は不要とする。）（6部）

技術提案全体の概要、趣旨等を記載すること。

ア) 技術提案内容

- ・ 庁内DM事業への助言・提言等の支援、DMに関する研修・セミナー等の企画、デジタル広告運用に関するOJT、その他独自提案項目等について、項目毎に分けて説明すること。
- ・ 本業務に対する提案者の取組方針、実施方法、実施体制、年間のスケジュール等について具体的に明記し、仕様書に基づき提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく提案すること。

イ) 実施体制（6部）

- ・ 本業務のスタッフ（責任者、担当者等）を記載した体制図を作成すること。
- ・ 責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を併せて記載すること。

ウ) 会社の概要（6部）

会社のパンフレット等会社の概要が分かるものを添付すること。

エ) 当該事業類似事業に係る資料（6部）

- ・過去5年以内の類似の業務について、主要なものの実績（3件程度）が分かる資料を添付すること。

オ) 見積書【様式任意】（原本1部）

- ・ア) に記述する4項目について、項目毎に積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
（留意事項）委託仕様書4（4）に記載のデジタル広告費も経費に見積もること。
- ・本業務にかかる交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

カ) 上記提出書類のPDFファイルデータ（1部）

（CD-R等により提出すること。）

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

- ① 日 時 令和8年3月25日（水）午後1時00分～（予定）
- ② 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本庁舎4階 記者会見室
- ③ 結 果 審査結果については、令和8年3月26日（木）以降速やかに、各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

7 契約書作成要否
要

8 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8条）第153条及び第155条の規定による。

9 採用者の決定方法

委託業務の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

<配 点> 技術提案：経費見積書＝95：5

最優秀提案者の選定方法

- ① 審査会に先立ち、事務局は経費見積書の価格に対する評価について事前評価する。
- ② 審査委員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、総合的に提案の評価（100点満点）を行い、事務局が集計する。
- ③ 集計結果をもとに全審査委員による協議を行って最優秀者を選定し、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査委員の協議により順位を決定することとする。

10 詳細

業務詳細は、委託仕様書による。

11 その他

本件業務については、令和8年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、令和8年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。